

答 申 第 2 4 号

平成19年5月25日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会 長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年4月27日付教学教第29号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第36号 「2002年1月から2005年12月までの間、仙台市の公立学校で体罰事件を起こして処分された教職員の処分通知書及び処分事由説明書」の公文書一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 3 6 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市情報公開条例（平成 1 2 年仙台市条例第 8 0 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき「2 0 0 2 年 1 月から 2 0 0 5 年 1 2 月までの間、仙台市の公立学校で体罰事件を起こして処分された教職員の処分通知書及び処分事由説明書」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 1 8 年 3 月 1 3 日付で一部開示決定したことについて、その取消しを求め、全て開示するよう求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書（別添 1 ）により主張している異議申立ての主な理由は次のとおり要約できる。

わいせつ事件で懲戒処分を受けた職員名は公表しているにも係わらず、体罰事件を起こした職員名を非開示としている理由がない。これは、犯罪に及んだ公務員の利益を不当に擁護し市民の利益を損なう措置である。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書（別添 2 ）及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、おおむね次のとおり要約できる。

被処分者の氏名は、特定の個人を識別できる情報である。

被処分者の勤務学校名、勤務学校が特定され得る情報（学科及びクラス名）は、本件公文書に記載されている事件の概要等の情報と組み合わせることによって被処分者個人が識別されるおそれがある情報である。

生徒の氏名は、特定の個人を識別できる情報である。

これらの個人情報、は、条例第 7 条第 2 号ただし書に該当しないので、非開示と判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、実施機関に存在する懲戒処分書及び懲戒処分事由説明書である。

(2) 条例第 7 条第 2 号の該当性について

条例第 7 条第 2 号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公に

することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書については、当該情報が同号ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合を除き、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

本件対象公文書に記載されている情報のうち実施機関が同号の特定の個人が識別され得る情報として非開示にしたものは、被処分者の氏名、被処分者の勤務学校名並びに勤務学校名が特定され得る学科及びクラス名、生徒の氏名に関する情報であるので、以下これらについて検討する。

ア 被処分者の氏名については、特定の個人が識別されるので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

イ 被処分者の勤務学校名並びに勤務学校名が特定され得る学科名及びクラスについては勤務学校名が特定されることにより直ちに特定の個人を識別することはできないが、本件対象公文書に記載されている事件の概要と、すでに公開されている事件の発生日月日等の情報と組み合わせることで被処分者個人が識別され得るので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

ウ 生徒の氏名については、特定の個人が識別されるので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

次に、条例第7条第2号は、公文書に記載されている個人に関する情報が、ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしているので、以下検討する。

ア 申立人は、わいせつ事件で懲戒処分を受けた職員名は公表しているにも係わらず、体罰事件を起こした職員名を非開示としている理由がないとしているが、公開している事例があることをもって全てが慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と言うことはできない。さらに、被処分者の氏名の公表について実施機関は、被害者が児童・生徒である場合、その権利利益の保護を第一に考えて判断しており、本件開示請求において被処分者の氏名が開示されると、被害者である児童・生徒が特定されるおそれがあるために、その意味において被処分者の氏名は、条例第7条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、非開示の判断を行ったとしている。このことについて、実施機関の説明には合理性があるといえる。

イ また、本件対象公文書に記載されている情報は、被処分者の身分の取扱いに関する情報であり、このような情報が一般に人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められず、さらに公務員の職務の遂行に係る情報でもないため、同号ただし書きロ及びハにも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすべき情報である。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 3 6 号)

年 月 日	内 容
平成18年 4月27日	・ 諮問を受けた
平成18年 5月29日	・ 実施機関から理由説明書を受理した
平成18年10月 2日 (平成18年度第5回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
平成18年11月 6日 (平成18年度第6回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成18年12月26日 (平成18年度第7回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った